

津市狂犬病予防法の特例に基づく犬の登録に係る手数料免除取扱要綱

令和5年12月25日津市訓第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号。以下「条例」という。）第6条第4号の規定による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第39条の7に規定する狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の特例に基づく犬の登録に係る手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 条例別表第5に掲げる犬の登録に係る手数料のうち、動物愛護管理法第39条の7第1項の規定に基づく環境大臣の通知により、同条第2項の規定に基づき狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた犬の登録に係る手数料は、免除とする。

(手数料の免除の申請)

第3条 前条に規定する手数料に該当するときは、犬の所有者から犬の登録に係る手数料の免除の申請があったものとみなす。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。